

第1回横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会 会議録

日 時	平成25年7月16日(火) 午後1時～午後3時46分
開催場所	障害者研修保養センター横浜あゆみ荘 研修室1
出席者	石渡委員、霜鳥委員、服部委員、飯山委員、鷹野委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者3人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会の趣旨について</li> <li>2 委員長及び職務代理者の選出について</li> <li>3 会議の公開について</li> <li>4 評価項目について</li> <li>5 施設見学</li> <li>6 今後のスケジュールについて</li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長に石渡委員、職務代理者に鷹野委員を選任した。</li> <li>2 評価項目について、事務局案で確定した。</li> </ol>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会の趣旨について 事務局より、委員会の趣旨について説明。</li> <li>2 委員長及び職務代理者の選出について 委員の互選により、石渡委員を委員長に、また、石渡委員長の指名により、鷹野委員を職務代理者に決定した。</li> <li>3 会議の公開について 事務局より、会議の公開及び会議録等の公表について説明。</li> <li>4 評価項目について 事務局より、案を説明後、審議し、事務局案で確定。</li> </ol> <p><b>【主な質疑】</b></p> <p>事務局：評価点の考え方として、基本協定書の内容ができていれば評価点「2」。提案書の内容ができていれば評価点「3」。更に提案書にないものを実施している場合、評価点「4」ということになります。</p> <p>評価項目3(3)物品管理業務について、提案書に記載はないが、協定書どおりの提案とみなして評価点「3」を残し、評価を「3」とするか、それとも提案書に記載がないので評価点「3」を削除するか。委員の皆様がこの第三者評価において、どのようにすれば目的に沿った評価を適切に行うことができるか御意見をいただきたい。</p> <p>委員：提案書に備品の管理について記載がないということであれば、評価点「3」はそのまま適用できないため、協定書通りで評価点「2」。それより備品を大切に扱っていると判断されれば評価点「4」にすれば良い。評価点「3」は基準がわからなくなるため、なくした方が良い。</p> <p>委員長：全員が評価点3は削除するという意見となりました。</p> <p>委員：評価項目5その他日常業務の(1)職員の配置状況・勤務実績について、評価点「4」がない。提案書には25人いるとあるが、この中で</p>

応接業務の人員が現在3名。そこに1名増員すればさらにきめ細かいサービスを提供できる可能性もある。その場合、25人より26人いたほうが職員の配置状況は提案書の内容を上回る状況となり、「4」がつけられるのではないかと。

事務局：当該評価項目は配置の状況そのものなので、この開館時間に対して必要最低限の人数を確保しているかどうか、まず基本協定書の定めになる。その上で更に事業者のほうから、うちの場合であればこれだけの人数を配置することにしますという部分が提案書。今、委員からありました、更に質の向上という部分については、評価項目2センターの運営に関する業務(2)受付業務または(3)応接業務の部分で評価することになると考えているため、職員の配置そのものについての評価としては基準どおりに配置をしていけば問題ないと考えます。

委員：人員については決められた通りいることが前提で、それ以上の人員があってもプラスの評価にならないということか。

事務局：提案書どおりなら評価点「3」です。考え方として評価項目1指定管理料の執行状況にも絡みますが、受付業務を常に10人配置することになった場合、人件費が膨らみ市の財政負担が増すこととなります。一方で適切な配置人数は示されているので、評価項目2センターの運営に関する業務で評価をしていただきたいと考えます。

委員：わかりました。

委員：評価項目2センターの運営に関する業務の中で、食堂業務やバス運行業務、清掃等様々な業務を外注している場合、受注事業者が適切に業務を行ってれば、指定管理者が行っているものとして評価すればよろしいのか。

事務局：その通りです。

委員長：評価項目1指定管理料の執行状況については、経理の専門知識がない場合、それぞれの委員の理解の範囲で評価すればよろしいか。

事務局：適切な経理書類を作成し保存しているか、通帳・印鑑等を適切に管理しているかなど、専門性がなくても評価可能な部分と、税理士の専門性を活かした評価ができるような部分があるため、委員皆様のそれぞれの専門性を活かして各項目を評価してください。

委員長：わかりました。

委員：評価点を付けるにあたり、評価を間違える場合もあると考えられます。

事務局：第2回の委員会において、各委員が評価した項目について意見交換の上、決定する流れです。委員個人の評価点そのまま表に出ることはありません。また、最終的な評価は、委員それぞれの評価点と、その平均点を公表する場合や、全員の平均点のみを公表することもできます。その方法についても第2回の委員会において決定することができます。

委員：事務局から示された第2回の委員会の流れとは、4段階の評価点がある項目で、評価が分かれた場合、評価点「2」にするか「3」にする

	<p>かと言った、委員会としての総合評価のような決め方をすることになるのか。</p> <p>事務局：そのような決め方はしない方向ですが、最終的には委員会で決定するものと考えます。</p> <p>委員：評価に必要な書類は一覧に記載されているものが全て出てくるのか。</p> <p>事務局：基本的には全て出しますが、事前に送付する資料としては事務局で必要最低限のものを選び、送ることになります。</p> <p>委員：収支決算書については、平成24年の3月末と平成25年の3月末のものを出してもらえるのか。</p> <p>事務局：そのとおりです。</p> <p>委員：施設の中にある障害者用の情報提供設備である赤と緑のランプについて、評価項目の中に入っているのか。</p> <p>事務局：評価を反映する項目としては、5その他日常業務およびサービスの質の向上の部分の、(7)急病・緊急時の対応になるか、(2)障害者への対応の部分になります。</p> <p>6 施設見学 横浜あゆみ荘館長により、施設内見学。</p> <p>5 今後のスケジュールについて 事務局より、第2回委員会開催日の日程調整及び評価シート等資料送付予定日の説明。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>1 主な配付資料</p> <p>(1) 横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘評価項目一覧</p> <p>(2) 横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘評価シート</p> <p>(3) 障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会運営要綱</p> <p>(4) 横浜市障害者研修保養センター条例</p> <p>(5) 横浜市障害者研修保養センター条例施行規則</p> <p>(6) 横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の管理運営に関する基本協定書</p> <p>2 特記事項 次回は、9月12日(木) 午後2時～、横浜あゆみ荘 研修室1で開催予定。</p>